

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書の訂正報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の2第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成23年12月21日
【事業年度】	第64期(自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)
【会社名】	三井生命保険株式会社
【英訳名】	MITSUI LIFE INSURANCE COMPANY LIMITED
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 山本 幸央
【本店の所在の場所】	東京都千代田区大手町二丁目1番1号
【電話番号】	03-6831-8000(代表)
【事務連絡者氏名】	執行役員主計部長 吉村 俊哉
【最寄りの連絡場所】	東京都千代田区大手町二丁目1番1号
【電話番号】	03-6831-8000(代表)
【事務連絡者氏名】	執行役員主計部長 吉村 俊哉
【縦覧に供する場所】	金融商品取引法の規定による備置場所はありません。

1 【有価証券報告書の訂正報告書の提出理由】

平成23年6月28日に提出いたしました第64期(自平成22年4月1日至平成23年3月31日)有価証券報告書の記載事項の一部に訂正すべき事項がありましたので、有価証券報告書の訂正報告書を提出するものであります。

2 【訂正事項】

第一部 企業情報

第2 事業の状況

7 財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析

(参考)提出会社の固有指標等

(2) ソルベンシー・マージン比率

3 【訂正箇所】

訂正箇所は____を付して表示しております。

第一部 【企業情報】

第2 【事業の状況】

7 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(参考)提出会社の固有指標等

(2) ソルベンシー・マージン比率

(訂正前)

保険金等の支払余力を示すソルベンシー・マージン比率は、金融環境悪化に伴う有価証券の時価の低下によりその他有価証券の評価差額が減少し、分子であるソルベンシー・マージン総額が減少した一方で、リスク性資産の圧縮及び有価証券の時価の低下により資産運用リスク相当額が減少し、分母であるリスクの合計が減少したため、当事業年度末で704.8%となり、前事業年度末の702.1%から2.7ポイント増加しました。

項目		前事業年度末 (平成22年3月31日)	当事業年度末 (平成23年3月31日)
ソルベンシー・マージン総額	(A) (百万円)	531,749	506,852
資本金等	(百万円)	185,862	199,645
価格変動準備金	(百万円)	4,200	6,300
危険準備金	(百万円)	38,100	37,400
一般貸倒引当金	(百万円)	218	198
その他有価証券の評価差額×90% (マイナスの場合100%)	(百万円)	48,073	21,195
土地の含み損益×85% (マイナスの場合100%)	(百万円)	△ 43,743	△ 45,424
全期チルメル式責任準備金相当額超過額	(百万円)	126,930	123,295
負債性資本調達手段等	(百万円)	163,500	160,800
控除項目	(百万円)	—	△ 5,000
その他	(百万円)	8,607	8,440
リスクの合計額 $\sqrt{(R_1+R_8)^2+(R_2+R_3+R_7)^2}+R_4$	(B) (百万円)	151,467	<u>143,826</u>
保険リスク相当額	R ₁ (百万円)	27,122	25,669
第三分野保険の保険リスク相当額	R ₈ (百万円)	9,844	9,332
予定利率リスク相当額	R ₂ (百万円)	36,993	35,412
資産運用リスク相当額	R ₃ (百万円)	78,935	<u>74,599</u>
経営管理リスク相当額	R ₄ (百万円)	5,349	<u>5,077</u>
最低保証リスク相当額	R ₇ (百万円)	25,434	24,249
ソルベンシー・マージン比率 $\frac{(A)}{(1/2) \times (B)} \times 100$	(%)	702.1	<u>704.8</u>

(注) 1 上記は、保険業法施行規則第86条、第87条及び平成8年大蔵省告示第50号の規定に基づいて算出しています。(「全期チルメル式責任準備金相当額超過額」は告示第50号第1条第3項第1号に基づいて算出しています。)

2 「最低保証リスク相当額」は、標準的方式を用いて算出しています。

(ご参考) 新基準によるソルベンシー・マージン比率

項目		当事業年度末 (平成23年3月31日)
ソルベンシー・マージン総額	(A) (百万円)	501,054
資本金等	(百万円)	199,645
価格変動準備金	(百万円)	6,300
危険準備金	(百万円)	37,400
一般貸倒引当金	(百万円)	198
その他有価証券の評価差額×90% (マイナスの場合100%)	(百万円)	21,195
土地の含み損益×85% (マイナスの場合100%)	(百万円)	△ 45,424
全期チルメル式責任準備金相当額超過額	(百万円)	125,188
負債性資本調達手段等	(百万円)	160,800
全期チルメル式責任準備金相当額超過額及び負債性資本 調達手段等のうち、マージンに算入されない額	(百万円)	—
控除項目	(百万円)	△ 5,000
その他	(百万円)	750
リスクの合計額 $\sqrt{(R_1+R_8)^2+(R_2+R_3+R_7)^2}+R_4$	(B) (百万円)	236,873
保険リスク相当額 R_1	(百万円)	25,669
第三分野保険の保険リスク相当額 R_8	(百万円)	9,332
予定利率リスク相当額 R_2	(百万円)	82,364
資産運用リスク相当額 R_3	(百万円)	118,850
経営管理リスク相当額 R_4	(百万円)	7,840
最低保証リスク相当額 R_7	(百万円)	25,126
ソルベンシー・マージン比率 $\frac{(A)}{(1/2) \times (B)} \times 100$	(%)	423.0

(注) 1 平成22年内閣府令第23号、平成22年金融庁告示第48号により、ソルベンシー・マージン総額及びリスクの合計額の算出基準について一部変更（マージン算入の厳格化、リスク計測の厳格化・精緻化等）がなされております。当該変更は平成23年度末から適用されます。上記は、当該変更を平成22年度末に適用したと仮定した場合の数値です。

2 「最低保証リスク相当額」は、標準的方式を用いて算出しています。

(訂正後)

保険金等の支払余力を示すソルベンシー・マージン比率は、金融環境悪化に伴う有価証券の時価の低下によりその他有価証券の評価差額が減少し、分子であるソルベンシー・マージン総額が減少した一方で、リスク性資産の圧縮及び有価証券の時価の低下により資産運用リスク相当額が減少し、分母であるリスクの合計が減少したため、当事業年度末で708.4%となり、前事業年度末の702.1%から6.3ポイント増加しました。

項目	前事業年度末 (平成22年3月31日)	当事業年度末 (平成23年3月31日)
ソルベンシー・マージン総額 (A) (百万円)	531,749	506,852
資本金等 (百万円)	185,862	199,645
価格変動準備金 (百万円)	4,200	6,300
危険準備金 (百万円)	38,100	37,400
一般貸倒引当金 (百万円)	218	198
その他有価証券の評価差額×90% (マイナスの場合100%) (百万円)	48,073	21,195
土地の含み損益×85% (マイナスの場合100%) (百万円)	△ 43,743	△ 45,424
全期チルメル式責任準備金相当額超過額 (百万円)	126,930	123,295
負債性資本調達手段等 (百万円)	163,500	160,800
控除項目 (百万円)	—	△ 5,000
その他 (百万円)	8,607	8,440
リスクの合計額 $\sqrt{(R_1+R_8)^2+(R_2+R_3+R_7)^2}+R_4$ (B) (百万円)	151,467	<u>143,078</u>
保険リスク相当額 R_1 (百万円)	27,122	25,669
第三分野保険の保険リスク相当額 R_8 (百万円)	9,844	9,332
予定利率リスク相当額 R_2 (百万円)	36,993	35,412
資産運用リスク相当額 R_3 (百万円)	78,935	<u>73,849</u>
経営管理リスク相当額 R_4 (百万円)	5,349	<u>5,055</u>
最低保証リスク相当額 R_7 (百万円)	25,434	24,249
ソルベンシー・マージン比率 $\frac{(A)}{(1/2) \times (B)} \times 100$ (%)	702.1	<u>708.4</u>

(注) 1 上記は、保険業法施行規則第86条、第87条及び平成8年大蔵省告示第50号の規定に基づいて算出しています。(「全期チルメル式責任準備金相当額超過額」は告示第50号第1条第3項第1号に基づいて算出しています。)

2 「最低保証リスク相当額」は、標準的方式を用いて算出しています。

(ご参考) 新基準によるソルベンシー・マージン比率

項目		当事業年度末 (平成23年3月31日)
ソルベンシー・マージン総額	(A) (百万円)	501,054
資本金等	(百万円)	199,645
価格変動準備金	(百万円)	6,300
危険準備金	(百万円)	37,400
一般貸倒引当金	(百万円)	198
その他有価証券の評価差額×90% (マイナスの場合100%)	(百万円)	21,195
土地の含み損益×85% (マイナスの場合100%)	(百万円)	△ 45,424
全期チルメル式責任準備金相当額超過額	(百万円)	125,188
負債性資本調達手段等	(百万円)	160,800
全期チルメル式責任準備金相当額超過額及び負債性資本 調達手段等のうち、マージンに算入されない額	(百万円)	—
控除項目	(百万円)	△ 5,000
その他	(百万円)	750
リスクの合計額 $\sqrt{(R_1+R_8)^2+(R_2+R_3+R_7)^2}+R_4$	(B) (百万円)	<u>235,345</u>
保険リスク相当額 R_1	(百万円)	25,669
第三分野保険の保険リスク相当額 R_8	(百万円)	9,332
予定利率リスク相当額 R_2	(百万円)	82,364
資産運用リスク相当額 R_3	(百万円)	<u>117,350</u>
経営管理リスク相当額 R_4	(百万円)	<u>7,795</u>
最低保証リスク相当額 R_7	(百万円)	25,126
ソルベンシー・マージン比率 $\frac{(A)}{(1/2) \times (B)} \times 100$	(%)	<u>425.8</u>

(注) 1 平成22年内閣府令第23号、平成22年金融庁告示第48号により、ソルベンシー・マージン総額及びリスクの合計額の算出基準について一部変更（マージン算入の厳格化、リスク計測の厳格化・精緻化等）がなされております。当該変更は平成23年度末から適用されます。上記は、当該変更を平成22年度末に適用したと仮定した場合の数値です。

2 「最低保証リスク相当額」は、標準的方式を用いて算出しています。